

## 平成30年度免許関係事務委託及び講習業務委託に係る公安委員会認定審査の実施について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び第108条の2第3項の規定による平成29年度の免許関係事務委託及び講習業務委託について、同法施行規則第31条の4の2及び第38条の3の規定に基づく法人の認定審査を行います。

### 記

#### 1 委託業務の内容

- (1) 法第108条第1項関係
  - ・ 運転免許事務補助業務
  - ・ 仮運転免許試験事務
- (2) 法第108条の2第3項関係
  - ・ 行政処分者講習及び更新時等講習業務
  - ・ 原動機付自転車講習業務
  - ・ 高齢者講習等業務
  - ・ 取得時講習業務

#### 2 委託予定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 3 委託場所

秋田県公安委員会が指定する場所

#### 4 認定の要件

- (1) 役員（業務執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のいない法人
- (2) 委託業務に必要な人員・施設・設備を備え、委託日時・場所に配置し、人員に急な欠員・欠勤、設備等に故障が生じた場合、その補填が確実にできるなど、委託業務の継続的な処理が確保できる適切な組織体制が整備されていること
- (3) 秋田県内に事務所を有すること
- (4) 業務遂行能力、経営の健全化が確保されていること
- (5) 法第108条第4項及び秋田県個人情報保護条例第13条の2に規定する個人情報の保護のため必要な措置、漏洩防止等の適切な管理ができること

#### 5 認定申請書に必要な添付書類

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名及び住所を記載した名簿
- (4) 役員（監査役含む）全員の

- 戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し
- 成年被後見人等でないことを証明する書類
- (5) 委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）
- (6) 本県に事務所を有することを証明する書類  
（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し等）
- (7) 営業概要書
- (8) 委託業務を行うのに必要な調達資機材一覧表
- (9) 誓約書（法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当しない旨のもの）
- (10) 納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
- (11) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（最近の決算報告書）

ただし、平成29年度に既に認定を受けている法人にあつては、(1)～(8)の添付を要しない

## 6 申請手続

### (1) 申請書等の配付期間

平成30年2月7日(水)から同年2月22日(木)まで（土・日曜日、休日を除く。）  
の、午前8時30分から午後5時まで。（時間厳守）

### (2) 受付期間

平成30年2月8日(木)から同年2月23日(金)まで（土・日曜日、休日を除く。）  
の、午前8時30分から午後5時まで。（時間厳守）

### (3) 申請書の配付及び提出並びに問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター庶務係

電話番号 018-863-1111 内線（735-212、214）

住 所 〒010-1607 秋田市新屋南浜町12-1

※直接書類を持参して申請すること